

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也
〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

【令和4年分】 所得税及び復興特別所得税の確定申告

▼2月16日(木)～3月15日(水)▲

令和4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の時期となりました。相談及び申告書の受付は、令和5年2月16日から同年3月15日までとなっています。必要書類等のご用意はお早めに――。

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの

過不足を精算する手続です。課税される所得は、事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得に分類されます。ここでは、給与所得がある人で確定申告が必要な場合についてふれてみました。

給与所得者は、通常「年末調整」により所得税及び復興特別所得税が精算されるため申告は不要です。

しかし、次の計算において残額があり、さらに①～⑥のいずれかに該当する場合には所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要です。

各種の所得の合計額から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に税率を乗じて、所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- ① 給与の収入金額が2000万円を超える
- ② 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- ③ 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、賃貸料、使用料などの支払を受けた
- ⑤ 給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- ⑥ 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払を受ける際に源泉徴収されないこととなっている

【主な留意事項】

令和4年分の確定申告は、主に次のような変更がありますので留意しましょう。

◆ 申告書A様式が申告書B様式に一本化

会社勤めの方が医療費控除の適用を受ける際や、給与と年金がある人などが使用していた「申告書A」が廃止され、「申告書B」に統合される形になりました。名称もA・Bの区分けなく「申告書」となり、様式が一本化されました。

◆ 第五表(修正申告書)が廃止

修正申告書も簡素化されました。これまで修正申告の際には「第一表」と「第五表」の提出が必要でしたが、第五表が廃止となり、その代わりに第一表へ「修正申告」欄を追加する形で統合されました。

◆ 住宅ローン控除率の引下げ

令和4年適用初年度分から住宅借入金等特別控除の控除率が0.7%(従前1%)に引下げられました。



求人票の記載内容と 実際の労働条件の相違 ——待遇等の的確な表示義務

採用時において求人票や求人広告に記載されている内容と実際の労働条件をめぐりトラブルになるケースがあります。昨年改正された職業安定法では、求人に関する待遇等の的確な表示が義務付けられました。そこで今回は、求人票の記載内容と実際の労働条件の相違について取り上げます。

ハローワークに提出する求人票や求人情報誌などに掲載する求人広告は「労働契約の申し込みの誘引」にあたります。掲載する条件はあくまでも見込みにすぎないため、求人票

必ず明示しなければならないこと

- ①契約期間に関すること
- ②期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関すること
- ③就業場所、従事する業務に関すること
- ④始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ⑤賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ⑥退職に関すること(解雇の事由を含む)

の条件がそのまま労働条件とイコールにならないとしても、直ちに違法とはいえないのです。

また、面接や採用試験の結果を考慮して、時には両者で話し合っただけの場合もあります。このようなことから、求人などに提示された条件と実際の労働条件に違いがあつたとしても、求職者が最終的に実際の労働条件に同意して契約を結んだのであれば、その契約は基本的には有効に成立します。

一方、たくさん応募が来るようにと、求人票に実際よりも誇張した待遇(労働条件)を記載してしまう企業も少なくありません。求職者を集めるために最初から変更ありきで好条件を提示し、採用後は著しく不利

な条件で労働に従事させた場合は、いわゆる「求人詐欺」の可能性がります。

このため、職業安定法では、求人等に関する情報の的確な表示を義務付けています。虚偽の情報ではなくても一般的・客観的に誤解を生じさせるような表示に関しても注意が必要です。

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示の具体例

- ①職種や業種について、実際の業務内容と著しく乖離する名称を用いる
- ・営業職を「事務職」と称して募集
- ・フリーランスの募集と雇用契約の募集を混同する
- ②固定残業代制について不明確な表示をする
- ・固定残業時間を明示しない
- ・固定残業代を基本給に含めて表示する
- ③求人を行う企業とグループ企業を混同した表示をする
- ・A社が自社の求人を行う際、有名なグループ企業であるB社の名前を借りて「B社は優秀な人材を必要としています」などと表記する
- ④モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示する
- ・社内で特に給与が高い労働者の給

与を、全ての労働者の給与であるかのように例示する

労働条件の書面明示

労働契約を結ぶときは、企業が労働者に労働条件を原則書面で明示することが義務付けられています。次の事項は労働条件通知書等の書面で明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間に関する事項(期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項も含む)
- ②就業の場所および従事する業務に関する事項
- ③始業および終業の時刻、所定労働時間を越える労働の有無、休憩時間、休日、休暇に関する事項
- ④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切および支払の時期並びに昇給に関する事項
- ⑤退職に関する事項(「解雇の事由」を含む)

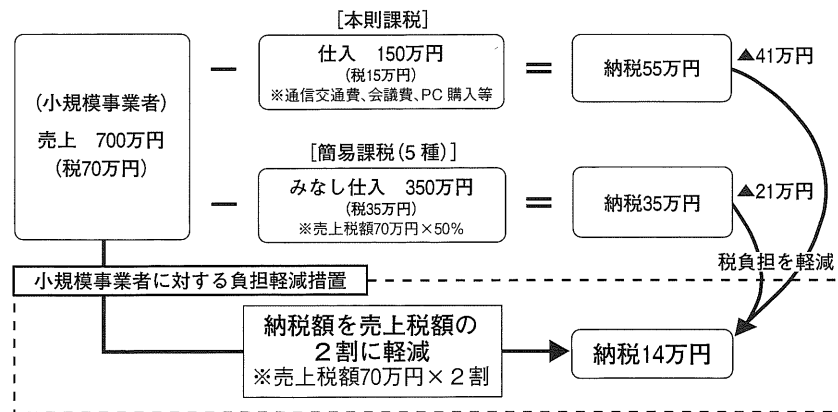
採用時において求人票には虚偽や誇大な表現をしないのはもちろんですが、応募者の誤解を招くような曖昧な内容を書くことを避け、より具体的に記載することが重要です。故意ではなくとも、万が一間違った情報を求人票に記載してしまった場合には、すぐに応募者にその事実を伝えて応募者の意向を確認しましょう。



令和5年度税制改正大綱 インボイス方式の経過措置 電子帳簿等保存法の要件緩和

政府は「令和5年度(2023年度)税制改正大綱」を閣議決定しま

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置【イメージ】



した。今回は大綱の中から適格請求書等保存方式(インボイス方式)に関する経過措置の取り扱い、電子帳簿等保存法の要件緩和について取り上げます。

■適格請求書等保存方式(インボイス方式)

2023年10月に始まる「適格請求書等保存方式」(インボイス)制度で影響を受ける小規模事業者の負担軽減のためどういった措置が導入されるかが焦点となりました。インボイスを発行するために税務署に登録すると、現在は消費税の納税が免除されている年間の売り上げが1000万円以下の事業者も「課税事業者」となり、新たに納税しなければなりません。このため、今回の税制改正大綱ではこうした事業者を対象に負担軽減策が盛り込まれました。

税制改正大綱では、売り上げが1000万円以下の事業者が「課税事

業者」になった場合、仕入れなどで払った消費税がいくらであろうと、売り上げにかかる消費税のうち、一律2割を納めればよいという軽減措置が導入されました。

したがって、例えば、売り上げが700万円、消費税率が10%だった場合、納税額は70万円の2割＝14万円となります。

この措置によって新たに課税事業者となった事業者が税額を計算する手間が大幅に省けるうえ、多くの場合、納税額も抑えられると見込まれています。この軽減措置は、2023年10月の制度開始から3年間適用されます。

当該適用を受けるためには確定申告書にその旨を付記する必要があります。

また、インボイスを発行するため「課税事業者」として登録するための手続きも柔軟にします。これまで、制度が始まる2023年10月1日に登録を受けるためには、原則として3月末までに申請書を提出するよう求め、4月以降に申請する場合「困難な事情」があることを記載するよう求めています。

しかし、事業者の準備状況を考慮して「困難な事情」の記載がなくても4月以降に登録ができるよう改め

ます。

また、年間の売り上げが1億円以下の事業者に対する負担軽減措置も導入。仕入れ額が1万円未満であれば、インボイスは不要とする措置を2023年10月から6年間実施します。

■電子帳簿等保存法(令和6年1月1日以降の取引について適用)

①スキヤナ保存制度の見直し

国税関係書類をスキヤナで読み取って保存する際の解像度、階調、大きさ、および入力者の情報等の要件が廃止されました。また、相互関連性要件を満たすべき書類が、契約書・領収書等の重要書類に限定されています。

②電磁的記録の保存制度についての見直し

メール等で受け取った電磁的記録保存する請求書・領収書等については、見直しがされることとなり、次の要件を満たす事業者はそのデータを保存する際の検索要件の全てが不要となりました。

・ 判定期間における売上高が5000万円以下の事業者(現行1000万円)

・ その電磁的記録の出力書面の提示、又は提出の求めに応じる準備をしている事業者



◆令和5年度税制改正大綱◆ NISA制度の抜本的拡充・恒久化 貯蓄から投資への流れを促進

12月16日、令和5年(2023年)度税制改正大綱が公表されましたが、今回の目玉は、政府が掲げる「資産所得倍増プラン」を実現するための柱となる「NISA(少額投資非課税制度)」の抜本的拡充・恒久化となります。

NISAは、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの

| | 現行 | | 2024年～ | |
|--------|--------|-------|------------------------------|-------|
| | 一般 ※ | つみたて | 成長投資枠 | つみたて |
| 制度の期限 | 2028年 | 2042年 | 恒久化 | |
| 非課税期間 | 5年間 | 20年間 | 無期限 | |
| 年間投資上限 | 120万円 | 40万円 | 240万円 | 120万円 |
| 非課税限度額 | 600万円 | 800万円 | 生涯1,800万円 (成長投資枠は1,200万円) | |
| 投資対象 | 株式投資など | 投資信託 | 株式投資など | 投資信託 |
| 併用 | 不可 | | 可 | |

※令和2年度改正により予定されていた新制度(2階建ての「新・NISA」)への移行はせず、令和5年度改正の内容へ移行

金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。現在、国内外の上場株式に投資する「一般NISA」、投資信託の「つみたてNISA」、18歳以下の未成年が利用することができる「ジュニアNISA」(ジュニアNISAは2023年で終了)の3種類があります。

投資枠拡大と制度恒久化

大綱では、現行の一般NISAは、その役割を引き継ぐ「成長投資枠」(仮称)へ名称変更し、年間投資枠を現行の120万円の2倍の240万円に拡大。つみたてNISAの投資枠は現行の40万円の3倍の120万円に拡大するとしています。

加えて、「成長投資枠」と「つみたてNISA」との併用を可能とすることで、合計で年360万円まで非課税で運用できることとなります。また、制度を恒久化し、非課税で保有できる期間も無期限とします。
※本措置は令和6年(2024年)1月からの適用予定となります。

2月の税務と労務

—税務—

- ★前年分所得税の確定申告
申告期間…2月16日から3月15日まで
- ★前年分贈与税の申告
申告期間…2月1日から3月15日まで
- ★固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- ★1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- ★12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…2月28日
- ★3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…2月28日

—労務—

- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…2月28日

サッカーワールドカップでの日本代表の大活躍は、日本人々に勇気と感動を与えました。日本代表の活躍から感じたのは、ワールドカップの舞台でも気後れしない精神力、世界レベルのスピード、突破力など、これまでにない「個の強さ」が備わったということです。▼

自ら考え行動するチーム

サッカーワールドカップでの日本代表の大活躍は、日本人々に勇気と感動を与えました。日本代表の活躍から感じたのは、ワールドカップの舞台でも気後れしない精神力、世界レベルのスピード、突破力など、これまでにない「個の強さ」が備わったということです。▼

「自ら考え行動するチームづくり」が重要です。サッカーの試合中は監督の指示が届きにくくなるので、試合の中でメンバーが自ら考え、瞬時に改善点などを見つけて解決していく力が求められます。企業経営においても同じで、自ら考えて行動できる社員の育成と組織運営が企業の発展には欠かせない要素といえます。